## 不動産鑑定業者選定調書

7・4・43 号東4丁目通の不動産鑑定評価に係る不動産鑑定業者については、次のとおりとする。

令和5年6月20日

## 1 鑑定評価を依頼する土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積(m²)
札幌市中央区北4条東4丁目	1番1の内	宅地	1, 050. 00

外2件

## 2 不動産鑑定業者

一般財団法人日本不動産研究所 北海道支社

## 随意契約(特命)の理由

「市道北2条線(東4丁目交差点)事故危険対策事業」は、平成29年に事故危険個所に指定された交差点におけるクランク解消を目的とした事業で、現在施行中であるが、用地買収は東4丁目通に面した事業用地(北1条東3丁目及び北1条東4丁目)が対象となっており、上記不動産鑑定業者に依頼して実施している。

上記事業は、東4丁目通の事業用地(北3条東3丁目・北3条東4丁目・北4条東4丁目) と密接な位置関係にあり、一貫性を持った評価を行うことが本事業を進めるうえで必要である ことから、上記業者に依頼することが妥当と考えられる。

また、不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められており、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないため(地方自治法施行令第176条の2第1項第2号に該当)。